

[検討事項] □市長その他の職員への反問権、反論権の付与
(※要執行部協議事項)

1. 考え方について

本会議又は委員会において、議員の質問や質疑に対し答弁をする者は、質問や質疑の内容が不明確であった場合、論点を明確化し議論を深める目的で、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

2. 福島市議会の状況

未実施

3. 参考条文、参考事例等

○流山市 第 11 条（議会と市長等との関係）

議会審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。

2 会議における議員と法第 121 条の規定により議場に出席した者は、論点及び争点を明確にしななければならない。

3 会議において、議員は、一問一答方式を積極的に活用し、説明員は、議長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

【解説】※流山市議会基本条例解説より抜粋

二元代表制における議会と説明員とは、緊張関係を保持し、会議の論点及び争点を明確にするために、一般質問での一問一答方式の積極的な活用をすることと、説明員から議員へ反問することができる旨を規定しています。

○四日市市 第 13 条（反問権）

本会議又は委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

【解説】※四日市市議会基本条例解説より抜粋

本会議や委員会において、市職員は、議員からの質問や質疑に対して答弁を行うにあたり、質問や質疑の内容が不明確であった場合、市職員が質問や質疑を行った議員に対して、質問の趣旨の確認をすることができるよう定めることで、議論を明確にしようとするもの。また、反問には、議論の明確化に加え、市職員から議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求める、「反論」も含まれる。これにより、本会議・委員会における議員と市職員との議論が深まることが期待される。